

霧島市条例第44号
平成30年10月9日

霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年霧島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

霧島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例

第1条中「第6条第2項」を「第6条」に改め、「固定資産税の」の次に「課税免除又は」を加える。

第2条第1号中「第4号」を「第5号イ」に改め、同条第2号中「第4号」を「第5号」に改め、同条第3号中「第16項」を「第15項」に改め、同条第6号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第7号中「地域再生法第17条の6の地方公共団体を定める省令」を「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令」に改める。

第3条の見出し中「の」の次に「課税免除及び」を加え、同条中「固定資産税について、」の次に「移転型事業に係るものに対しては課税免除を、拡充型事業に係るものに対しては」を加える。

第4条の見出し中「の」の次に「課税免除の期間並びに」を加え、同条中「固定資産税の」の次に「課税免除及び」を、「係る」の次に「不均一課税の」を加え、「に掲げる事業中及び同表の中欄」を削り、同条の表を次のように改める。

年度	税率
----	----

初年度	100分の0.14
第2年度	100分の0.467
第3年度	100分の0.933

第5条の見出し中「不均一課税」を「課税免除又は不均一課税」に改め、同条中「固定資産税の」の次に「課税免除又は」を加える。

第6条及び第7条中「固定資産税の」の次に「課税免除又は」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の霧島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例第3条から第5条までの規定は、平成30年6月1日以後に特別償却設備（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第1号に規定する特別償却設備をいう。以下同じ。）を新設し、又は増設した認定事業者（地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第4項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。）の当該特別償却設備に係る固定資産税について適用し、同日前に特別償却設備を新設し、又は増設した認定事業者の当該特別償却設備に係る固定資産税については、なお従前の例による。

(霧島市税条例の一部改正)

- 3 霧島市税条例(平成17年霧島市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第70条の3第4号中「霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例」を「霧島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例」に改める。